

(整理番号 2 4 1 7)

長野地方最低賃金審議会

第 3 回長野県計量器等製造業専門部会 議事録

令和 6 年 12 月 25 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 10 月 15 日 10 時 00 分 ~ 12 時 15 分 長野労働局 1 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県計量器等製造業最低賃金の改正審議について 2 その他		
議 事 録			
開 会			
<p>岡田賃金室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、長野地方最低賃金審議会、令和 6 年度長野県計量器等製造業最低賃金専門部会の第 3 回専門部会を開催いたします。まず、定足数の確認ですが、本日は委員 9 名中 9 名全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本部会は有効に成立していることをご報告いたします。また、専門委員会は原則公開となっておりますので、事務局で傍聴人を募集しましたところ、希望者はいなかったことをご報告いたします。なお、傍聴人の有無にかかわらず、議事録は原則公開となりますので、ご承知おきください。それでは、これからの議事進行につきまして、沼尾部会長よろしく願いいたします。</p> <p>沼尾部会長</p> <p>ご苦労さまです。これまでを振り返って、本日結論が出るのか、次回に持ち越すのか気になるところではありますが、いずれにしても十分に議論を尽くしていただいた上で、結論を出していただければと思っております。それでは審議に入る前に、本日の議事録確認を指名いたします。労働者代表委員は佐</p>			

野委員にお願いをいたします。使用者代表委員は井出委員にお願いをいたします。

審議の前に一つ、はん用の方がどのようになっているか、状況を教えていただけますでしょうか。

岡田賃金室長

事務局からご説明させていただきます。先週の金曜日、はん用機械器具等製造業専門部会の第3回、第4回が開かれまして、最終的に、現行994円から49円引き上げの1,043円で結審しておりまして、現在、異議申出の公示中でございます。事務局からは以上でございます。

沼尾部会長

ありがとうございました。ご参考にしていただければと思います。それでは、議題の1、計量器等製造業最低賃金の改正審議についてであります。

前回の部会では、労働者側、使用者側、それぞれの立場から改正にあたっての大きな考え方をお伺いしました。それで金額につきましては、労働者側から72円引き上げの1,055円、使用者側から29円引き上げの1,012円という提示をいただいております。今日は、引き続き金額についてのご審議をお願いするわけですが、先ほども申し上げましたけれども、本日3回目の専門部会ということでもありますので、労使双方が共に歩み寄っていただくことで、ぜひとも全会一致で結審ができるようお力添えをいただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、審議の進め方についてご意見をお伺いいたします。前回は全体協議でしたが、引き続き全体協議を進めるか、あるいは個別協議を進めるかという点でございます。それからもう一つ、もし個別協議で審議を進めるという場合には、先ほども事務局から発言がありましたけれども、公開、非公開をどうしましょうかということもございます。いかがいたしましょうか。

山口委員

そういたしましたら、少し時間が経っていることもありますので、私どもの主張がそんなに変わっているわけではないので言いづらいところもありますが、一旦、それぞれ検討してきた内容があるようであれば発言させていただいて、その後に個別協議ということはいかがでしょうか。

沼尾部会長

使用者側はそれでよろしいですか。

井出委員

それでよろしいです。

沼尾部会長

それでは、労働者側から、今日までの協議の内容をお示しいただければと思います。

佐野委員

これまで労働者側で協議を重ねてまいりました結果、現在では前回申し上げました72円に変わりないということでございます。考え方も繰り返しになりますけれども、特定最低賃金という優位性のある賃金を担保するという、また、優秀な人材の確保といった観点、それから法の趣旨に基づいた生活の安定ということを目指した最低賃金の議論ということで行きますと、前回どおりの72円というのが現段階でございます。

沼尾部会長

ありがとうございました。他によろしいですか。それでは、使用者側にお願ひできますでしょうか。

井出委員

中小を取り巻く環境、経営環境というのは、前回申し上げたとおりです。先般も新聞にも出ていましたが、信用保証協会の代位弁済の率も対前年から相当引き上がっているという中で、特に製造業が厳しいという結果が出ておりました、やはり二極化が進んでいるというか、かなり厳しい企業さんも多くなっていると思います。ここに来てゼロゼロ融資の返済も始まるという中で、やはり経営環境はかなり厳しい状況になるということは間違いないと捉えております。そんな中で、もちろん賃金が高く上がるのに越したことはないでしょうが、支払い能力が十分ではないという企業さんが増えてきているということも間違いのないと思いますので、そういった状況を考えますと、労働者側が主張されている金額というのは到底飲めるような状況ではないと思うところであります。ただし、県最賃も上がってきている中で、現在の提示額も1,000円を超える数字になってきておりますので、既にかなり引き上がっている状況であるということも間違いありません。特に厳しい状況といわれる小規模事業者を取り巻く環境を考えたときに、どこまで譲歩できるか、数字の根拠をどう持っていったら考えるかですけれども、一つ思い切ったところで、県の春季の賃上げ率が出ていて、製造業の平均を見ますと3.97%という数字が出ていますので、これを用いて983円に3.97%をかけて、前回提示させていただいた29円からさらに10円引き上げた39円という金額でご提示をさせていただいて、ご検討をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

沼尾部会長

ありがとうございます。これまでのご協議の結果をお示しいただきました。ただいま、使用者側から新しい改正金額の提示がございましたが、その点も含めてそれぞれでお知らせいただいたことについてご意見がございましたらお願いいたします。

佐野委員

少し確認をさせていただければと思いますが、前回使用者側でお示しをされた賃金改定調査の第4表の表で、Bランク2.9%というお話でありました。この表でいきますと、男性、女性、一般、パートの全体が2.9%でありまして、一般労働者も含まれたパーセントになっているのかなと思っております。それで、この協議で中心となる時給で契約されている方を考えますと、この表のパートの方のパーセントを見ていく必要があるのではないか、一般の人を含めた数字よりもパート、非正規で働かれている方々の数値を見ていく必要があるのではないかと感じておりまして、その辺はいかがでしょうか。

井出委員

全体で見たというところでは、特別、時間給の方を対象にということではなくて、広く含めて、前年度もいらっしゃって今年度もいらっしゃる方を比較した数字の中で判断をさせていただいているということでございます。

沼尾部会長

他にありますか。

山口委員

ありがとうございます。使用者側の皆さんから県の妥結率のお話をいただき、賃上げの歩み寄りのご回答いただきまして、本当にありがとうございます。ただ、我々の主張させていただいている内容からは、まだまだ程遠いということで、県最賃が上がっているというのはそのとおりでありますし、県最賃が上がったうえにということで相当気にされているとは思いますが、前にもお話しさせていただきました、特定最低賃金につきましては「誰でも」ということではないですし、業種間の中でも、ハローワークの募集金額をみても、我々の業種で1,000円を下回っているところはない状況の中でいくと、39円ということでお示しをいただきましたけれども、それではまだまだハローワークで募集されている金額にも届かないような状況であるということですし、我々が主張させていただいている全国加重平均にもまだまだ足りてないということでもありますので、我々としてはもう少ししっかりと審議をさせていただければと思います。

沼尾部会長

分かりました。他にいかがでしょうか。

(「なし」を確認)

では、この先は個別協議ということでよろしいでしょうか。

山口委員

これから一步も二歩も話を進めていくということであれば、労働者側としては個別の審議をさせていただければと思います。

沼尾部会長

使用者側はいかがでしょう。

井出委員

個別協議をお願いします。

沼尾部会長

それでは個別協議を進めるとして、公開、非公開についてのご判断はいかがでしょう。非公開の場合は議事録にも残らないということですが、非公開をお望みでしょうか。ご希望をお示しいただければ、検討したいと思います。

山口委員

前回もお聞きしましたが、ちなみにはん用はいかがだったのでしょうか。

岡田賃金室長

はん用のほうは、個別協議につきまして非公開でした。

山口委員

非常に微妙な金額審議ということになりますので、非公開でお願いしたいと思います。

沼尾部会長

使用者側はいかがでしょう。

井出委員

そうしていただければと思います。

沼尾部会長

分かりました。それでは非公開で個別審議を進めることにしたいと思います。では、まず労働者側と個別協議を行い、それから使用者側という順番で行い

たいと思います。それでは労働者側委員はお残りいただいて、使用者側委員は一旦席を外してお待ちください。よろしく申し上げます。

< 個別協議 >

沼尾部会長

それでは、公開の上、全体協議を再開します。本日、長時間にわたりご審議をいただきましたが、双方の主張にまだ開きがございます。本日のうちに労使双方の合意を得ることは困難と考えますので、継続して審議することにいたします。次回は、明日 16 日午前 10 時から第 4 回専門部会を開催いたします。労使委員の皆様には、再度ご協議をいただいて、全会一致による結審に向けて意見をまとめていただきますようお願い申し上げます。その他、事務局から何かありますか。

岡田賃金室長

第 4 回専門部会は 2 階会議室での会場となりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

沼尾部会長

委員の皆様にはご苦勞をおかけしますが、明日もよろしくお願いいたします。
それでは閉会といたします。お疲れ様でした。

閉 会